

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、投資家をはじめとした株主の皆様や、お客様、仕入先様等から信頼され、評価されるため、企業価値を高めつつ、永続的な発展を図ることを経営目標としております。また、企業価値を高めるために、経営管理体制を整えるとともに企業経営に関する監査・監督機能の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上に努め、コーポレート・ガバナンス充実のための種々の施策を積極的に実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

機関投資家や海外投資家の持株比率から、現状では議決権の電子行使や英文の招集通知を用意する必要性は低いと判断しております。今後海外投資家の持株比率の推移等を踏まえて、英文化への対応を検討いたします。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式は、取引先・金融機関との長期的・安定的な関係の維持・強化を目的とし、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から保有しています。当社では、一定額以上の株式の取得については、取締役会決議事項と定めております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当該会社の株式保有目的、経営財務状況を踏まえつつ、企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案して、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役等と会社間の就業取引及び利益相反取引など関連当事者間での取引が発生する場合は、取締役会での決議を必要とし、利害関係のある取締役は決議に参加しないなど決議の公正を確保するよう務めています。また、取引が実行された際には、遅滞なく取締役会で報告することとしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念を定めております。また、中期経営計画を策定しており、その内容を決算説明会資料に記載し、ともに当社ホームページで公開しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書に記載の他、有価証券報告書にて開示しています。

(3) 報酬は、月額報酬と賞与で構成され、会社業績との連動性の確保および職位に基づき設定しており、社長が検討の上取締役会で決議しております。賞与は、当社の連結経常利益に連動し支給しております。

(4) 経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名は、知識、能力、経験等を勘案し、経営の効率性と適法性を最大限確保する観点から最も適切と判断される候補者を取締役会で決定しています。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、連結業績へ大きな影響を与える投融資については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定はすべて代表取締役に委任しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役は6名、内1名が独立社外取締役となっております。迅速な意思決定を行うため、取締役及び独立社外取締役とも少人数で構成しておりますが、独立社外取締役である宮崎富夫氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する発言をいただいております。独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしております。なお、今後必要が生じた場合2名以上の独立社外取締役を選任いたします。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、社外取締役の選任にあたって、会社経営等における豊富な経験と幅広い見識を重視しています。また、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会では、取締役候補の選任に際して、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、十分

議論の上、最終的に取締役会で決定しています。また上記の考え方及び選任の経緯を、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しています。

【補充原則4-11-2】
取締役・監査役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。尚、現時点では他の上場会社の役員を兼務している取締役はありません。

【補充原則4-11-3】
当社では、毎月1回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っており、社外取締役、監査役より、業務執行体制及び監督体制をはじめ、取締役会そのものの実効性等について、適正を確保する為の質問、助言等を頂き、適宜、取締役・執行役員の業務執行に反映されております。これにより取締役会の実効性が確保されているかどうかにつきましては、各業務執行取締役による自己評価と取締役会に対する評価、社外取締役・監査役へのヒアリング等にて分析や評価を行っております。その結果の開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役・監査役に求められる役割と責務、コンプライアンスに係るトレーニングを行うこととしており、外部セミナーへの参加や外部団体への加入を基本としております。今後、社会・環境報告書等で開示してまいります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR体制を整備し投資家に対し、半期毎に決算説明会を開催、株主総会後に株主懇談会を開催しています。各説明会では、決算概況だけでなく、中長期の経営計画、製品開発等の説明も行っています。また、個別の取材にも積極的に対応するとともに、決算説明会資料については当社ホームページにて公開(海外投資家向けに英語版も公開)しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	3,735,732	4.48
株式会社みずほ銀行	3,537,000	4.24
ティラド取引先持株会	2,929,694	3.51
株式会社陣屋	2,261,255	2.71
株式会社小松製作所	2,250,000	2.70
クリアストリーム バンキング エス エー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	2,243,000	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,236,000	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,158,000	2.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,143,653	2.57
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,964,667	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮崎 富夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎 富夫	○	当社独立役員	宮崎富夫氏は社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため選任しております。また、宮崎氏は取引所が求める独立役員の要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査と会計監査人の相互連携に関しては、定期的な会計監査後の報告の他、必要に応じて、監査役と会計監査人が協議の場を持っている。また、内部監査室は監査役と緊密な連携を図って業務を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
勝田 正文	学者													
大庭 康孝	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝田 正文	○	当社独立役員	勝田正文氏は早稲田大学教授を兼務しており、大学教授としての見識から、公正な監査を行ってもらうべく社外監査役として選任しております。また、勝田氏は、取引所が求める独立役員の要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
大庭 康孝	○	当社独立役員	大庭康孝氏は公認会計士の立場から、おもに会計面での監査を行ってもらうべく選任しております。また、大庭氏は取引所が求める独立役員の要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

いと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度については、当社の連結経常利益に連動する役員賞与を支給している。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者の業務と業績向上に与える影響を勘案して、付与対象者を取締役と従業員としている。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況」において、該当事業年度の取締役報酬を総額で開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしている。現段階においては、社外監査役の職務を補助する使用人はいない。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)「取締役会規則」に基づき、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められている事項やその他経営に関する重要事項の審議を行っている。なお、経営監視機能と職務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会は、基本方針の経営意思決定と業務の執行を監督する機能として位置づけている。
- (2)機動的な経営意思決定に資することを目的とし、全社重要方針や施策の実施、及び経営管理に必要な情報の報告を行うための会議体として、「経営会議規定」に基づき毎月1回経営会議を、更に、原則として「常務会規定」に基づき毎月1回常務会を開催し経営効率の向上を図っている。
- (3)業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、当社及び各子会社の目標値を中期経営計画及び年度方針・予算として策定し、それに基づく実績管理を行っている。
- (4)内部監査室は、必要に応じ業務の執行状況の有効性・効率性に関し検証し、改善に向けた提言・勧告を行う。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主懇談会を定時株主総会後に実施

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、中間期末決算発表後に実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業責任を保証出来る体制を構築する為に、「CSR統括室」を設置している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の「経営理念」に基づき当社の永続的発展を可能とするため、適正かつ効果的・効率的な業務運営を遂行していくための内部統制システムの構築・整備を行う。

(整備の状況)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

(1) 当社の取締役及び従業員が、社会の一員として社会的責任を果し信頼される企業となるために、「法令遵守規定」を制定しており、法令・企業倫理及び社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう教育・研修を通じ徹底を図る。

(2) CSR 統括室を設置し、企業責任を保証出来る体制を作り上げる。

また、コンプライアンスに関する社内報告・相談体制のひとつの手段として「投書箱」を設置しており、法令違反やコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決を図っている。

(3) 内部監査を行う専担部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、専担者を置き、内部監査規定を定め、内部監査マニュアルを作成し、社内業務が法令・社内規定等に準拠しているかどうかを検証する。なお、内部監査室は社長直轄とし、監査役とも定期的に会合を持ち、問題についての意見交換を行い、又CSR統括室とも共同調査を行うなど、内部統制部門間での緊密な連携を図っている。

(4) 金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」(所謂J-SOX法)施行にあたり、内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制など経営者が定めるべき基本方針についても、平成20年3月の取締役会において決議されている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役会等経営に係る諸会議の議事録や重要な情報、及び、当社の株主、顧客、仕入先などのステークホルダーに関する重要情報については、その保護の観点から「重要情報管理要領」に従い情報漏洩の未然防止を図っている。

(2) 職務の執行に係る重要な文書(電磁的媒体も含む)は「文書管理規定」の見直しを行い、その定める方法により、整理、保管、保存またその廃棄を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 自然災害や火災等の危機発生時の危機管理体制については、会社の事業継続を図る観点から「TRAD事業継続計画書」を定めており、その規定により、危機発生時の対応を適切に図る。なお、規定等は随時、新設・改定を行うものとする。

(2) 「リスクマネジメント基本規定」を定め、自然災害や火災等のみならず会社の存続に係る重要なリスクを適切に認識し評価した上で、それらリスクを適切に管理するための管理体制を構築する。

(3) 内部監査室は、必要に応じリスク管理体制の有効性・効率性について検証を行う。

4. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社取締役等から構成される「海外現地法人会議」及び「国内関連子会社会議」が年2回開催され、国内・海外の業績実績の報告・評価及び計画の承認が行われる体制が構築されている。

(2) 当社グループ全体が社会的責任を果し信頼されるグループとなるため、グループ全体に適用される行動指針として、「株式会社ティラド企業行動理念」を定め、グループ全体での共有・浸透を図る。

(3) 「グループ会社管理規定」及び「グループ会社管理決済権限要領」を定め、それに基づき子会社の経営管理を行い、業務の適正の確保を図る。

(4) 内部監査室は、必要に応じ子会社各社の担当部署と連携し子会社各社業務の法令・規定等に関する準拠性、及び、業務の有効性・効率性の検証を行う。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨まなければならない旨を「法令遵守規定」及び「グループ会社法令遵守規定」に定め、徹底しております。対応部署は人事・総務部とし、警察その他関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力からの脅威に備えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

